

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月から平成3年6月まで
② 平成16年4月

私は、昭和63年1月から平成3年6月までの期間及び平成16年4月については、A（国名）及びB（国名）から一時帰国した際に、持参した現金で、自分で一括納付し、その後は母親に頼んで納付してもらっていたので、未納期間と記録されていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、その期間の前後は納付済で、申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、平成7年7月以降の国民年金加入期間は、申立期間②を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、前納制度を利用している上、申立人が海外在住中に申立人の保険料を納付する協力者として登録されている母親の国民年金の記録は60歳まですべて納付済みとなっているなど、申立人及び申立人の母親の納付意欲が高かったことがうかがえる。

一方、申立期間①については、申立人は当時A（国名）に在住していたというのであるが、国民年金制度上、海外在住の邦人は、昭和61年3月以前は国民年金の適用を除外され、同年4月以降は任意加入することができたところ、申立人が所持している国民年金手帳には平成3年7月1日に任意加入で資格取得した旨記載されているので、申立期間①は、申立人が国民年金に未加入の期間であり、その保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間①について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確認申請書等）も無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成16年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1319

第1 委員会の結論

申立人の、昭和59年4月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から61年9月まで

私は、昭和45年2月まで勤務していた会社を退職後、市役所に行って国民健康保険と国民年金に妻と二人同時に加入し、年金手帳を窓口で交付された。保険料の納付は、48年3月ごろまでは3か月ごとに市役所窓口で保険料を納付し、手帳に納付済み検認印を押してもらっており、それ以降は、納付書に現金を添えて銀行または郵便局で納付した。申立期間当時、私が経営する会社は非常に順調に推移し資金的にも楽で、住まいから徒歩2分の郵便局の窓口で保険料を納付していた。59年4月から61年9月までの保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和45年3月以降に、その妻と一緒に国民年金に加入後、申立期間直前の59年3月まで夫婦同一日に保険料を納付しており、申立期間直後の61年10月から60歳になる平成2年9月までについてもすべて保険料を納付していることから、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人が所持する手帳には、昭和52年4月から申立期間を含め、申立人の妻が60歳になる平成3年10月までの毎年度の保険料総額のメモがあり、同メモの作成について、申立人は、「65歳になり、年金を受給し始めてからしばらくたった8年か9年ころ、それまで保存していた保険料納付の領収書を処分するに際して、念のために覚書として作成した。」と説明しており、メモに記載されている同手帳の3月の曜日配列及び祝日の関係により、同メモに記載されたのは7年3月の欄であることが確認できる

ことから、使用済みの手帳に記入したとする申立人の主張には、信憑性^{しんぴょう}が認められ、同メモに記載されている金額は、当時の保険料年額と一致している。

さらに、申立人は、当時、会社を経営し、その当時は好景気で保険料納付の資力は十分にあったと主張しているところ、経済企画庁の年次経済報告においても昭和 59 年度は我が国経済が着実な拡大を続け、成長率も 5.7%と第 1 次石油危機以来最も高くなった年であると総括している。

加えて、A市の申立人に係る国民年金保険料検認カードにおいて、社会保険庁の記録で納付済みとなっている申立期間直後の昭和 61 年 10 月から平成元年 3 月までの期間が空欄となっており、行政側の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和59年4月から62年3月までの期間及び平成3年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から62年3月まで
② 平成3年4月から同年10月まで

昭和45年2月に、夫がそれまで勤務していた会社を退職したとき、市役所に行って国民健康保険と国民年金について、夫が夫婦二人同時に加入手続を行った。保険料の納付は夫がいつも二人分を納付しており、59年4月から62年3月までの保険料が未納とされているのは納得できない。

また、平成3年4月から同年10月までの保険料も直前の平成2年度分の前納に続いて納めたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、その夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失後の昭和45年3月以降に夫婦連番で国民年金に加入し、申立期間①直前の59年3月まで夫婦同一日に保険料を納付しており、また、申立期間①直後の62年4月から平成3年3月までについても保険料を納付していることから、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、その夫が保険料を夫の分と一緒に納付してくれていたと主張しているところ、納付年月日が確認できる申立期間前の昭和51年4月から55年3月までの期間及び56年4月から58年3月までの期間において、夫婦が同一日付けで納付していることが確認できることから、申立人夫婦は一緒に保険料を納付していたものと推認できる。

さらに、申立人の夫は、申立期間①のうち、昭和59年4月から61年9月までが未納となっているが、当時保険料を納付していたことを示す手帳のメモがあることなどから保険料を納付していたものと考えられ、

61年10月から62年3月までは納付済みとなっていることから、申立人の夫が自分の保険料を納付しながら、申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人の夫は、当時、会社を経営し、その当時は好景気で保険料納付の資力は十分にあったと主張しているところ、経済企画庁の年次経済報告においても昭和59年度は我が国経済が着実な拡大を続け、成長率も5.7%と第1次石油危機以来最も高くなった年であると総括している。

2 申立期間②については、申立人の夫から提出のあった手帳のメモにおいて、申立期間②について7か月分を一括納付したとの記述があり、同メモの作成について申立人が、「夫が65歳になり、年金を受給し始めてからしばらくたった平成8年か9年ころ、それまで保存していた保険料納付の領収書を処分するに際して、念のために覚書として作成した。」と説明しており、メモが記載されている同手帳の3月の曜日配列及び祝日の関係により同メモが記載されたのは7年3月の欄であることが確認できることから、使用済みの手帳に記入したとする申立人の主張には、^{しんぴょう}信憑性が認められ、同メモに記載されている金額は、当時の保険料年額と一致している。

また、申立人は、申立期間②の前年度に当たる平成2年度を前納しており、その夫の手帳のメモの^{しんぴょう}信憑性を考え合わせると、申立期間②の7か月について一括納付したと考えることに不自然さは無い。

- 3 A市の申立人に係る国民年金保険料検認カードにおいて、社会保険庁の記録で納付済みとなっている申立期間直後の昭和62年4月から63年3月までの期間が空欄となっており、行政側の記録管理に不備が認められる。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から同年11月まで

私は昭和54年4月にA県B市から県外のC市へ転居した。C市へ転居届を提出したところ、市役所から国民年金加入を勧められ、国民年金のことを初めて知った。帰宅後夫と相談し、私と夫は国民年金に加入することとした。私が近所の店で夜アルバイトをして保険料を納付することとした。私はバイクに乗って毎月市役所へ保険料を納付しに行った。最後の保険料は納付しないでD区へ引っ越ししたので、C市の職員二人がD区まで集金に来たことを覚えている。私の年金記録が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月にC市に転入した際、国民年金への加入を勧められて加入したと主張しているところ、申立人の国民年金記号番号の前後の任意加入者の加入時期により同年4月に手続を行ったことが推認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人は、昭和54年12月にD区に転居し、厚生年金保険に加入する前の57年7月までは国民年金に加入していなかったことを認めている上、申立期間は8か月と短期で、市役所の職員から勧誘があつて初めて国民年金のことを知り、夫と相談して加入することにしたとの主張は、申立人とその夫の国民年金記号番号が連番であることから信用でき、わざわざ国民年金に加入しながら納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人夫婦は、夫婦連番で国民年金に加入していることから明らかなどおり、強制加入被保険者であるべきところ、夫婦ともに任意加入者として取り扱われており、行政側の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 1322

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで
申立期間については、A町役場の職員が集金に来ていて納めていたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から保険料を納付し続け、申立期間の前後は長期間納付済みである上、結婚を契機に強制加入から任意加入に切り替える手続を適切に行い、申立期間を除いてすべて保険料を納付しており、年金制度への理解と納付意識の高さが認められる。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の夫はB社（現在は、C社）の職員で賃金は安定し、住所にも変更はなく、生活状況に大きな変化はなかったと認められることから、申立期間についても保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間前の昭和39年9月から40年3月までの保険料を40年11月25日に一括して過年度納付していることから、申立期間直後の昭和42年度分を一括納付した43年1月24日時点において、申立期間の12か月が未納であれば、これをそのまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和62年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月21日から63年1月1日まで
社会保険庁が管理する私の年金記録のうち、昭和62年12月については未加入期間となっているが、同年12月21日にA社C工場からB工場へ転勤となり、継続して厚生年金保険に加入していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び事業所の人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和62年12月21日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社B工場における昭和63年1月の社会保険事務所の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月2日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和43年4月1日に入社し、46年4月10日に退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されているので、この期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、賃金台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年9月2日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社B支店における賃金台帳から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、事業主が保存していた申立人の申立期間に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和43年11月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び10月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月1日から44年1月23日まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、B社会保険事務所に年金記録を照会したところ、当該期間については脱退手当金が支払われているので年金額に算入されないと回答された。脱退手当金は受け取った覚えがないので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が脱退手当金を受給したことになっているA社より前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、4回の被保険者期間のうち、2回目の被保険者期間は33か月と長期間であり、申立人が脱退手当金を請求した場合、これを失念するとは考え難い。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を喪失した昭和44年前後に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を満たしている女性29人のうち、脱退手当金が支給されたことになっている者は4人と少なく、当該事業所において代理請求がなされていたものとは認められない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和50年5月12日に、資格喪失日に係る記録を同年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月12日から同年6月2日まで

申立期間は、A社におけるD課から同社E支店への転勤に伴う異動であり、厚生年金保険の期間に抜けは無いと思うので、その期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録、F企業年金基金の記録及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間に同社で継続して勤務していたことが確認できる。

また、F企業年金基金の記録により、申立人は、昭和50年5月12日にA社本店G部（D課）において加入員資格を喪失し、同日付けで同社C支店において資格取得、同年6月2日に同社C支店で資格喪失、同日付けで同社E支店において資格取得していることが確認できる。

なお、当該事業所では、申立期間に係る厚生年金保険の届出等の関係資料を既に廃棄しているため、当時の資格取得及び資格喪失に係る届出の実態は不明であり、厚生年金保険及び厚生年金基金の届出書の様式が複写式になっていたかについても不明であると説明している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、F企業年金基金の申立期間

に係る記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係るA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出漏れを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年5月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を39年2月から同年9月までは2万8,000円、同年10月は3万円、同年11月から41年3月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月12日から41年4月中旬まで

私がA社を退職したのは昭和41年4月中旬であるのに、社会保険事務所の記録では昭和39年2月12日に厚生年金保険の資格を喪失したことになっているので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和36年4月18日から申立期間を含め41年4月26日までA社において継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時総務担当であった元同僚は、当時、運転手は正社員であり、雇用保険と厚生年金保険の被保険者期間が同じになるよう事務処理を行っていたと証言している。

さらに、複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において運転手として勤務し、申立期間前と業務内容及び雇用実態が同じであったことが推認できる上、これら元同僚のうち二人は、申立期間を含めその前後も当該事業所において厚生年金保険に継続して加入している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において申立期間に被

保険者であった同年代同職種の者の標準報酬月額の推移から、昭和39年2月から同年9月までは2万8,000円、同年10月は3万円、同年11月から41年3月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主は、申立てどおりの資格喪失届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年2月から41年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで
昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料は、自宅でA区の集金人に納付したはずであり、納付の記録になっていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月より自宅においてA区の集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持している国民年金手帳には昭和41年4月1日手帳交付と記載されており、当初、強制加入被保険者で35年10月1日に資格取得したと記録されていたが、B市において、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったため、申立人の被保険者資格が41年4月1日任意加入に訂正されていることが推認できることから、申立期間は国民年金に未加入期間で保険料を納付することはできない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は48か月と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年6月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年6月まで

私は、昭和49年7月にA市の補欠選挙に出る方が家に挨拶に来たときに国民年金の重要性を聞き、その日の午後にA市役所に行って加入手続した際、市役所の職員に「昨年であれば付加保険料が50円安かったのに」と言われたのを記憶しており、49年7月から50年6月までが未加入期間になっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年7月にA市役所で国民年金の加入手続し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、A市の申立人の被保険者名簿では、任意加入した50年7月7日が初めて国民年金の被保険者となった日として記録され、申立人への国民年金手帳は同年7月20日に交付されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金に未加入期間で保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間において、申立人の夫は船員保険の被保険者であり、申立人がA市で国民年金の任意加入手続を行った50年7月7日が、任意加入の加入日となり、同日前にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料の納付場所、金額等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から平成元年3月まで
申立期間当時、市役所の方が毎月国民年金保険料の集金に来ていた。私は、集金人からこれで年金は頂けますと言われたことを覚えている。国民年金保険料は、夫婦二人分を納付書に現金を添えて納付した。納付したのに未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻も申立期間と同一の期間が未納となっている。

また、申立期間当時、市の職員が自宅に来て国民年金保険料を集金していたと主張しているが、申立人は、申立期間後の納付状況をみると、国民年金保険料を現年度においても納期限後に一括して納付していること及び過年度での納付を行っていることが認められる上に、申立人が居住していたA市の集金人制度は、申立期間当時、滞納整理を目的としていたことを考え併せると、申立人の国民年金保険料の納付意欲が高かったとは認め難い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から43年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月から43年8月まで

私は、昭和36年5月にA事業所に就職した。申立期間について同事業所又は母が国民年金保険料を納付していたと思われる。同事業所又は母が保険料を納付していたはずであるので未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、B社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から昭和59年4月以降であることが確認でき、申立人が所持する年金手帳にも同年2月1日に強制加入被保険者とされたことが記載されていることから、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間についてA事業所又は母親が国民年金保険料を納付していたと思われると主張しているが、同事業所の存在及び同事業所の納付状況等が不明である上、申立人は、国民年金保険の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたはずとする申立人の母親及び父親は既に他界していることから、証言を得ることはできず保険料の納付状況等は不明である

さらに、申立人とともに国民年金保険料を納付していたとされる申立人の兄も申立期間当時は未加入期間となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年6月まで

昭和45年4月に、A市への転入届と同時に夫婦の国民年金の加入手続を行った。まもなく同居した私の弟の保険料も同時に、3人分の国民年金保険料を自宅に来る集金人に納付したのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険庁の記録から平成5年7月以降であることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人夫婦の国民年金の加入手続を、A市への転入届と同時に昭和45年4月に行ったと主張しているが、申立人の夫の手帳記号番号の払出しは、社会保険庁の記録から46年2月以降であることが確認でき、夫の手帳記号番号の前後に欠番等不自然な記録は見受けられないことから、夫婦同時に加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人が自身の国民年金保険料の納付と同時に集金人に保険料を納付していたと主張する申立人の弟の納付記録を見ると、昭和44年7月から46年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間を過年度納付しているが、過年度となった保険料は市の集金人が集金することはできず、申立内容には矛盾が見られる。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年3月まで

私は、昭和55年春頃に、A市B市民センターで夫と2人の国民年金の加入手続を行った。夫は、20年以上厚生年金保険に加入していたので、翌日、加入の取り消しを行った。国民年金保険料の納付は同市民センターで1回5,000円ぐらいを納付した。その後、保険料は毎年高くなったので、1年分まとめて納付することにした。国民年金を受給する時に、15年ぐらい納付したはずなのに10年余りしか計算されていなかったもので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月に国民年金への加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市役所で保管している国民手帳記号番号払出簿では、昭和61年7月に払い出され、申立人夫婦が連番で手帳記号番号を取得し、申立内容どおり申立人の夫の手帳記号番号の欄が二重線で消され、他に払い出されていることが確認できる上、申立期間における手帳記号番号の払出しについては、同市保管の54年4月からの払出簿に申立人の氏名は無く、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、手帳記号番号の払出年月から、申立人の夫が厚生年金保険の受給有資格者であるため、申立人は届出した年月から保険料を納付できる任意加入者であり、申立期間は年金受給権を算出するための合算対象期間として計算され、未加入期間であることから国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわ

せる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1329

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年8月までの期間及び41年12月から43年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年4月から同年8月まで
② 昭和41年12月から43年11月まで

国民年金については母から将来のために加入するよう勧められ、20歳になった昭和38年4月に当時住んでいたA区Bの出張所で加入手続きをし、保険料も自分で納めていた。申立期間①については、38年4月から会社に勤めていたが、同年9月に厚生年金に加入するまでは国民年金保険料を納付している。また、申立期間②についても、41年12月から別会社に勤めたが、43年12月から厚生年金に加入するまで保険料を納付しており、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年2月26日にC市で国民年金に任意加入した際に払い出されたものであり、申立期間①及び②について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入及び再加入手続き並びに保険料の納付をA区Bの出張所で行ったと主張しているが、申立期間当時から現在まで出張所は存在しないことを確認済みである。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1330

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月、49年1月から51年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月
② 昭和49年1月から51年3月まで
③ 昭和52年4月から53年3月まで

私は、国民年金保険料を集金人が銀行口座引落で納付していたので、未納はないはずであり、申立期間の前後が納付となっているのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出簿における払出年月日から、申立人は、昭和43年1月以降に国民年金の加入手続を行っていることが推認でき、A市の国民年金被保険者名簿の記録から、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した42年3月22日にさかのぼって国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録により、昭和42年度の国民年金保険料を昭和43年3月22日に一括納付していることが確認できるところ、その時点では申立期間①は過年度納付の取扱いとなり、集金人が一緒に徴収できないことから、納付しなかった可能性が否定できない。

2 申立期間②及び③については、申立人は事業所経営が忙しかったので、保険料の納付は申立人の妻に任せていたと主張しているところ、その妻は国民年金に加入しておらず必ずしも年金制度に関心が高かったとは考え難い上、集金人が来たらその都度保険料を納付していたと主張するのみで、納付状況についての記憶があいまいであり、申立期間②及び③に

ついて国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から40年3月までの期間、47年12月、48年5月から同年6月までの期間、50年2月、55年3月から同年7月までの期間、55年11月、61年1月から同年12月までの期間、62年6月から63年2月までの期間、63年7月から同年12月までの期間、平成元年4月から同年11月までの期間、2年4月から同年5月までの期間、3年6月から同年9月までの期間、4年4月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から40年3月まで
② 昭和47年12月
③ 昭和48年5月から同年6月まで
④ 昭和50年2月
⑤ 昭和55年3月から同年7月まで
⑥ 昭和55年11月
⑦ 昭和61年1月から同年12月まで
⑧ 昭和62年6月から63年2月まで
⑨ 昭和63年7月から同年12月まで
⑩ 平成元年4月から同年11月まで
⑪ 平成2年4月から同年5月まで
⑫ 平成3年6月から同年9月まで
⑬ 平成4年4月
⑭ 平成4年9月

申立期間のうち、申立期間①については、母がA市から委嘱されて国民年金の集金人をしており、私が20歳の時に、立場上、母がA市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれたはずであり、保険料納付も当然されていたはずである。

また、申立期間のうち、申立期間②から⑭の期間については、母が集金人を辞めたのは昭和44年ごろと記憶しているが、その後は、私が厚生

年金保険の加入資格を喪失する都度、私がA市役所で加入手続をし、保険料納付は、当初、同市役所内の郵便局か金融機関の窓口で行い、その後、主にB銀行C支店の口座から引落していたはずであり、これらの期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、その母親が国民年金の集金人をしていて、20歳になったときにA市役所で加入手続をしてくれ、保険料を納付してくれていたと主張しているが、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は、昭和40年10月23日に払い出されたことが確認でき、特殊台帳の記録により、申立人は、昭和39年5月9日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認でき、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、特殊台帳の記録により、申立期間①直後の昭和40年4月から同年12月までは同年12月27日に、41年1月から同年12月までについては3か月ごとに現年度納付していることが確認できることから、保険料を納付してくれていたとする申立人の母親のこの時期における納付意識は高かったものと認められるが、申立人の母親は既に他界しており、申立人は保険料の納付に直接関与していないことから保険料納付の実態が不明である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②から⑭については、申立人は、その母親が国民年金の集金人をしていたのは昭和44年ごろまでで、申立期間②以降は、自分で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、同一市において複数回の切替手続を受け付けながら、これらすべてについて記録されていないとは考え難い上、保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、平成6年7月ごろ、A市において別の国民年金手帳記号番号の払出しを受け、初めて国民年金被保険者となった日が4年9月1日と記載された国民年金手帳を所持していることから、A市では、過去に別の国民年金手帳記号番号を払い出していることを確認できないまま新たな記号番号を払い出したことが認められる上、申立期間②から⑭までの期間において別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は、昭和43年12月に厚生年金保険に加入後、申立期間②から⑭までの間、先に取得していた国民年金手

帳記号番号での厚生年金保険から国民年金への種別変更の手続を行っていないと考えるのが自然である。

さらに、申立期間⑭については、改めて国民年金に加入した平成6年7月時点では、過年度納付が可能であるが、申立人は5年2月から同年3月までを6年12月2日に過年度納付しており、同時点では、申立期間⑭は時効により過年度納付ができない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日までの 36 か月は A 社 B 工場に勤務していたが、その期間の年金記録が未計上のため社会保険事務所に調査依頼したところ、脱退手当金を受給した記録になっており、申立期間の年金記録が削除されているとの回答であったが、脱退手当金を受領した記憶が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 6 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していた A 社 B 工場の厚生年金保険被保険者名簿で申立人の整理番号の前後 50 人に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年末までに資格喪失した者 10 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、他の事業所に移った 4 人を除く 6 人全員について資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求の時期は退職後間もないころとなっていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 5 月まで
社会保険庁の記録によると、昭和 34 年 4 月から 35 年 5 月までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。この期間は、知人に紹介された A 社に勤務していたのは間違い無い。今のままでは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、仕事の内容等について具体的に述べているので、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿には、同社は厚生年金保険の適用事業所として記載が無い。

また、商業登記簿、電話帳及びインターネットの検索によっても、該当する会社が無いので、同社の存在及び連絡先の確認ができず、厚生年金保険の適用等について、事業主に照会することができない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたという同僚についても、申立期間当時の同事業所での厚生年金保険の被保険者としての記録は認められず、同僚の連絡先は不明である。

その他、申立人が申立期間に、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを認めることができる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 4 月 24 日まで
社会保険庁の記録では、A社の資格取得年月日が昭和 36 年 4 月 24 日となっているが、実際には、35 年 10 月 1 日に就職しており、厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社入社の際及び事業主の供述から、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認することができるものの、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所で保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿及び申立人が所持している厚生年金保険被保険者証によると、申立人の同社における資格取得年月日は、昭和36年4月24日であると確認できるとともに、申立期間に同社での資格取得の記録がある同僚から、当時試用期間があり入社の一定期間後に厚生年金保険に加入していたとの証言を得られた。

さらに、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況等について、現在の事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
② 昭和 43 年 5 月 1 日から 45 年 9 月 24 日まで

私は、平成 14 年に A 社会保険事務所で、B 社での申立期間①の勤務期間、及び C 社での申立期間②の勤務期間について、脱退手当金が支給されていたことを知った。

その時は、B 社は厚生年金基金分なので、脱退手当金とは関係ないと誤解し、C 社は加入期間が 2 年 4 か月なので、短期としてあきらめていた。

平成 20 年になって、A 社会保険事務所に再度年金相談したところ、B 社の勤務期間 5 年 6 か月も脱退手当金に含んでいたことを知り、納得できないので申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案718

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から7年5月31日まで
申立期間について、私の標準報酬月額が実際の給与より少ない標準報酬月額に変更されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、同年6月7日付けで申立人の同事業所における標準報酬月額の記録が、5年5月から6年10月までの期間については53万円から8万円に、6年11月から7年4月までの期間については59万円から9万2,000円に、それぞれさかのぼって低く訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書において、記録の訂正が行われた期間において事業主であったこと及び保険料の滞納があったことを認めている上、「社会保険事務所との電話のやり取りで、代表者の標準報酬月額をさかのぼって下げ、保険料の未納分に充てる旨の話があった。」と回答している。

さらに、申立人は、倒産時のことなので記憶はあいまいとしながら、会長が経理を担当しており、自分が社会保険事務所に出かけていったことはないが、社会保険事務所の職員が会社に来たときに標準報酬月額の訂正への対応は自分がしたかもしれないと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、当該標準報酬月額の訂正について無効を主張することは信義則上許されず、申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月23日から34年7月1日まで
私が勤務したA社における厚生年金保険被保険者期間は1か月間となっているが、仕事の工期が3年間であり、仕事が完了した時に契約満了で退社したので厚生年金保険に加入した期間は3年間のはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人及び申立人が同僚として供述した4人の名前は記載されておらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、昭和36年9月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、上記の同僚及び事業主の所在が不明のため、厚生年金保険の届出等に関する供述を得ることができない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月から22年まで
② 昭和28年6月から30年まで

私は、申立期間①は進駐軍のA事業所で、また、申立期間②はB事業所で、それぞれ、運転手及び運転助手として勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたと思われるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の事業主及び同僚に係る記憶が定かでないため、申立人の勤務実態について聴取することができない上、社会保険事務所の記録によれば、A事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間より後の昭和29年12月1日である。

なお、進駐軍労務者は、厚生省保険局長から各都道府県知事に宛てた昭和23年12月1日付け保発第92号通知により、おおむね24年1月1日から厚生年金保険法の強制被保険者として適用されることとなった。

また、申立期間②については、社会保険事務所が保管するB事業所の厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名が無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことがうかがわれる給与明細書等の関連資料が無い。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年6月1日に厚生年金保険の資格を取得している被保険者の中で連絡のとれた3人は、共に「申立人が当該事業所に勤務していたという記憶が無い。」と供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月から 36 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 5 月ころから A 社に勤務していた。入社時から厚生年金保険に加入していたはずなので、加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の資格取得日が昭和 36 年 2 月 1 日と明記されており、それ以前に資格取得された健康保険整理番号に欠番は無く、遡及訂正等不適切な処理が行われたことをうかがわせる記載も認められない。

また、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日が昭和 36 年 2 月 1 日以前である同僚二人が、「申立人の入社日は自分より後である。」と供述している

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、当該事業所は昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在も不明である。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月1日から30年4月1日まで

私は、昭和26年11月1日にA社B炭鉱に入社し、電気安全関係に従事していたが、その後、27年12月に甲種坑内保安係員試験に合格し、28年1月から坑内作業に従事した。

しかし、厚生年金保険の被保険者種別が第一種被保険者（男子被保険者）から第三種被保険者（坑内員）に変更されておらず、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B炭鉱の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和26年11月1日に第一種被保険者として資格を取得し（同名簿には、「他」と表記）、30年4月1日に資格を喪失していることが確認できるが、第三種被保険者に変更された形跡（同名簿には、「内」と表記）は確認できない。

また、上記名簿から、昭和27年4月1日に第一種被保険者して資格取得し、在職中の29年11月に甲種坑内保安係員試験に合格後、30年4月1日に資格喪失している職員についても、第三種被保険者に変更されていないことが確認できる上、当該事業所において、在籍中に被保険者種別が変更された者は見当たらない。

さらに、申立期間に係る第三種被保険者としての厚生年金保険料を、申立人が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 36 年 7 月まで

私は、昭和 34 年 6 月に A 社を退職後、B 社に入社し C 事業所に配属された。同年 10 月ごろに B 社の厚生年金保険に加入したはずである。厚生年金保険被保険者証は失ってしまったが、厚生年金保険に加入していたのは事実なので、社会保険事務所の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 社の元社員の証言等から、申立人が同社に入社したことは推認できるものの、社会保険事務所が保管する同社の健康保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立期間前後の健康保険整理番号に欠番は無い。

また、申立人は、B 社入社後、同社とは別事業の C 事業所に配属され、給与も C 事業所から支給されていたと供述しているところ、上述の元社員は「申立人は初めから C 事業所の専従職員として採用された。」と証言していることから、申立人は B 社ではなく C 事業所の職員であったと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録では、C 事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人及び元社員は、申立期間当時、C 事業所の職員は申立人一人だけであったと供述していることから、C 事業所は、当時の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）が定める適用事業所の要件「5 人以上の従業員を使用する事業所」に該当せず、厚生年金保険の非適用事業所であったと推認できる。

加えて、B 社及び C 事業所は現存せず、人事記録等は廃棄されていて、申立人に係る厚生年金保険の加入の実態及び保険料の控除をうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 35 年 3 月 30 日まで
私は、昭和 33 年 5 月 1 日に A 社に入社し、35 年 3 月 30 日まで正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言により、申立人が A 社に正社員として勤務していたことは推認できるが、雇用期間についてまでの証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所の記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、事業主は、当該事業所を個人商店として昭和 29 年ごろ設立し、51 年ごろに法人化して B 社に名称変更しているが、申立期間当時の記憶があいまいで、厚生年金保険の適用事業所の手続を行ったかは不明であると回答している。

さらに、申立人及び事業主が記憶している元従業員については名字しか分からず、その所在を確認できないため、証言が得ることができなかった。

加えて、当該事業所は、B 社として昭和 51 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、平成 10 年 11 月 25 日に適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関連資料は既に廃棄されている上、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料控除をうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。